

# 令和3年度第2回浜松市情報公開・個人情報保護委員会

## 会 議 録

**1 日 時** 令和3年9月14日（火） 午前9時30分から午前10時35分まで

**2 場 所** 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

杉田 智樹委員、原田 伸一朗委員、岡本 孝子委員、野中 正子委員、林 浩樹委員、  
村井 秀行委員、山本 泰子委員

#### (2) 事務局

文書行政課

鈴木 克尚課長、小杉 浩喜課長補佐、後藤 崇臣副主幹、岸本 真典副主幹、  
小笠原 進哉

市民生活課

増田 晴美戸籍・住基担当課長

税務総務課

清水 健次課長

健康増進課

平野 由利子課長、田辺 雷太主幹

### 4 欠席者

木山 幹恵委員、清水 猶委員、村上 重典委員

### 5 傍聴人

2人（うち報道関係者2人）

### 6 議題

#### (1) 審議事項

ア 特定個人情報保護評価書案の点検

(ア) 住民基本台帳関係事務について（市民生活課）

- (イ) 地方税の賦課徴収に関する事務について（税務総務課）
  - (ウ) 予防接種の実施等に関する事務について（健康増進課）
- (2) 報告事項
- ア 浜松市個人情報保護条例の改正について

## **7 会議録作成者**

小笠原 進哉

## **8 記録の方法**

会議記録：発言者の要点記録（録音の有無：無）

## 9 会議記録

### 1 開会

事務局（鈴木）

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、令和3年度第2回浜松市情報公開・個人情報保護委員会を開催いたします。

司会を務めさせていただきます、文書行政課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議は、浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針第6条により、原則、公開となっております。

申し出があった場合は、傍聴を許可いたしますことを御了承ください。

本日、木山委員、清水委員、村上委員におかれましては、都合により欠席との連絡を受けていますことを報告させていただきます。

本日の会議でございますが、委員総数10人のうち、出席委員は7人です。半数を超えており、会議が成立しておりますことを報告いたします。

（委員会資料の確認）

それでは、ここからは、議事に移りますので、司会の進行を情報公開・個人情報保護委員会委員長にお願いをしたいと存じます。杉田委員長よろしくお願いいたします。

委員長（杉田）

ここからは、私が議事を進めさせていただきます。

さて、本日は、番号制度による特定個人情報保護評価に係る第三者点検ということで、事務局から、特定個人情報保護評価について説明をお願いします。

事務局（後藤）

特定個人情報保護評価とは、マイナンバーを含む個人情報の集合物である特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する、という制度です。

具体的なリスクの分析内容やリスク軽減のための措置は、皆様のお

手元にあります、特定個人情報保護評価書に記載されています。  
そして、特定個人情報保護評価書の内容に重要な変更を加えるときは、評価実施機関は再び特定個人情報保護評価を実施するものとされています。

また、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの対象人数や取扱者数に応じて、基礎項目、重点項目、全項目のいずれかの評価を行うこととなっており、この実施する評価を判断することをしきい値判断といいます。

このしきい値判断の結果が変わり、新たに全項目評価を実施するものと判断された場合も、評価実施機関は速やかに再び特定個人情報保護評価を実施するとされています。

本日の委員会では、3つの評価書について点検をしていただきます。

住民基本台帳関係事務及び地方税の賦課徴収に関する事務については、昨年度も直近の公表日から一定期間を経過したため、本委員会で評価書の点検をしていただきましたが、今回はそこから評価書の内容に重要な変更を加えることとなりましたので、改めて評価書の点検を行うものです。

また、予防接種の実施等に関する事務については、新型コロナウイルスのワクチン接種記録が加わり、特定個人情報ファイルの対象人数が増加したため、しきい値判断の結果、重点項目評価から全項目評価に変更となったものです。

本日の委員会では、3つの評価書とも、評価実施機関からは変更・追加となった評価項目を中心に説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（杉田）                    ありがとうございます。

## 2 審議事項

### (1) 特定個人情報保護評価書案の点検

ア 住民基本台帳関係事務について（市民生活課）

イ 地方税の賦課徴収に関する事務について（税務総務課）

委員長（杉田）                    それでは、会議次第に基づきまして審議事項に移らせていただきます。

審議事項（1）アの「住民基本台帳関係事務について」とイの「地方税の賦課徴収に関する事務について」は修正内容に重複する部分

があるとのことですので、まとめて説明を受けることとします。  
なお、審議方法としましては、評価実施機関から変更箇所を中心に説明を求め、その後に、質疑、意見等を経て判断をしていくという進め方でいきたいと思えます。それでは、評価実施機関である市民生活課・税務総務課は、説明をお願いします。

市民生活課（増田）  
税務総務課（清水）

（資料に基づき説明）

委員長（杉田）

ありがとうございました。  
情報セキュリティに関する専門的な内容も含まれており、委員の皆さんも判断が難しい項目が多いと思えます。  
今回の評価書案の点検に当たり、委員長職務代理者であります原田伸一郎委員に事前に点検をしていただいております。  
原田委員は、静岡大学に在籍され、情報学の研究をされており、番号制度につきましても、豊富な知識をお持ちでございます。  
このことから原田委員に、予め、相談をさせていただいたところ、御快諾いただいた次第です。  
それでは原田委員から、確認いただいた結果につきまして、何かお気付きの点や、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

原田委員

2つの評価書案について、クラウド化に伴って庁外データセンターにおいて特定個人情報を管理することにおけるリスク対策を追記した点が大きな変更点だと思います。  
昨年、当初の特定個人情報保護評価から5年経ったため、定期的な見直しということで、当委員会でも内容を確認しました。  
今回はそれから1年しか経っていないため、大きな変更は説明のあったところのみです。  
赤外線、監視カメラ、行動検知システムによる庁外データセンターへの不正な侵入に対する対策や顔認証システムによる共連れに対する対策など、リスク対策について十分に評価書に記載されています。  
また、住民基本台帳関係事務に関することとして、個人番号カードを発行する窓口を増やすことに伴い、特定個人情報を扱う人の数が増加したことが変更であります。セキュリティ研修を行うことの

- 説明があり、懸念はなく、必要十分な記載があります。
- 委員長（杉田）                    ありがとうございます。  
他の委員の方で、御意見のある方はいらっしゃいますか。
- 村井委員                            監査は、どちらの部署でやっていますか。
- 事務局（小杉）                    昨年度から、浜松市特定個人情報等監査委員会という内部組織を立ち上げ、内部監査を行っています。  
委員長に総務部長、副委員長に企画調整部長を置き、その他文書行政課長、政策法務課経営推進担当課長、情報政策課長が委員となっています。  
実質的には、文書行政課、情報政策課の担当職員が内部監査を行い、委員会に諮るという形で行っています。
- 村井委員                            実質的にやっているのは、部長級ではなく、その下のシステムに詳しい方がやっているということでしょうか。
- 事務局（小杉）                    はい。
- 村井委員                            総務部長や企画調整部長は、システムの専門ではないのでしょうか。
- 事務局（小杉）                    個人情報を担当しているのが文書行政課、情報セキュリティを担当しているのが情報政策課であり、こちらの職員で内部監査を行い、その直属の上司である部長で構成している委員会に報告しているため、所掌事務の範囲で行っているということです。
- 林委員                                外部サーバーで接続する際に、人為的ミスで情報漏洩する可能性はありますか。  
また、4月に異動してきた人は、研修を受けないとシステムに触ることはできないのでしょうか。  
研修を受けた人が、所属内に研修内容を伝達する方法は決まっていますか。
- 税務総務課（清水）                人為的なミスについてですが、基本的には、職員はセンターに蓄積

されたデータの閲覧や、内容の書き換えを行っています。これはインターネットとは別回線で行っているものになります。ただし、データを送る際に人為的ミスはないとは言い切れません。データ送付については、作業をやる職員を限定し、マニュアル化もして対応しています。

市民生活課（増田） 研修の方法についてですが、機械を操作する前に特定個人情報とは何か等、説明することとしています。  
操作方法は機械を操作しながら覚えることとなりますが、まずはセキュリティの大切さを説明しています。  
研修内容を所属内へ周知することについては、窓口業務を行っていることから、全職員集まったの伝達は難しい状況です。持ち帰った資料を所属全員に回覧し、研修内容を確認しています。

林委員 ありがとうございます。

委員長（杉田） 他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

原田委員 これまで特定個人情報保護評価書案に係る意見募集に対し、意見はなかったと思いますが、今回は9件ありました。意見が出てきた要因はわかりますか。

税務総務課（清水） 具体的にはわかりません。

原田委員 市民の特定個人情報に対する懸念が高まってきているのかもしれませんが。事故の無いように事務を進めていただきたいと思います。

市民生活課（増田）

税務総務課（清水） わかりました。

委員長（杉田） 他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

（意見なし）

委員長（杉田） それでは、「住民基本台帳関係事務」及び「地方税の賦課徴収に関する事務」における特定個人情報保護評価書案の内容に問題はな

い、ということを当委員会の意見とさせていただきます。

市民生活課（増田）

税務総務課（清水） ありがとうございます。

ウ 予防接種の実施等に関する事務について（健康増進課）

委員長（杉田） 続きまして、審議事項（1）ウの「予防接種の実施等に関する事務について」評価実施機関である健康増進課から説明をお願いいたします。

健康増進課（平野）

（田辺） （資料に基づき説明）

委員長（杉田）

ありがとうございます。

こちらにつきましても事前に原田委員に御確認をいただいているため、原田委員から、確認いただいた結果につきまして、何かお気付きの点や、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

原田委員

対象人数が30万人以上になったということで、重点項目評価から全項目評価に変わりました。新たに記載された部分について重点的に確認しました。

住民基本台帳関係事務、地方税の賦課徴収に関する事務と同等の対策が取られていることを確認しましたので、私からは特段意見はございません。

委員長（杉田）

ありがとうございます。

他の委員の方で、御意見のある方はいらっしゃいますか。

健康増進課（平野）

1点御報告です。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事務において接種の記録を登録していくシステム（VRS）については、今後評価書に追記していくこととなります。後日、確認いただきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。



- 林委員 接種済みであることを証明するカードを発行するという話も出て  
いると思いますが、それが実施されることで、新たに評価書の変更  
はありますか。
- 健康増進課（田辺） 現在、海外渡航用にワクチンパスポートを紙媒体で発行していま  
す。年内に電子証明にすると国は言っていますが、具体的な内容は  
まだ示されておりません。  
平野から説明したとおり、VRSの利用については、新たに評価書  
に盛り込むこととなりますが、接種証明書を個人番号と紐づける  
という方針も示されているので、評価書に盛り込むということであ  
れば、VRSの追記に係る内容と共に確認いただければと思います。
- 林委員 ありがとうございます。
- 山本委員 今回の保護評価の再実施は、新型コロナウイルス感染症のワクチン  
を打ったか否かの記録を新たに保有することに伴い、行ったもの  
と思います。  
質問は、新型コロナウイルス感染症以外についてですが、赤ちゃん  
が生まれた際に、市から予防接種を推奨する通知が来るとしま  
すが、その記録はどのように管理していますか。
- 健康増進課（田辺） 子どもの予防接種については、保健総合管理システムで管理してい  
ます。国から副本登録をするよう示されているため、既に連携して  
います。データは5年間保存しています。
- 山本委員 その子が大人になった時に接種済みかどうかは、本人でないと分か  
らないということでしょうか。
- 健康増進課（田辺） そうです。5年以上経過したものについては、母子健康手帳で確認  
していただくこととなります。
- 山本委員 ありがとうございます。
- 村井委員 接種証明書の有効期間はどのくらいでしょうか。
- 健康増進課（田辺） 接種証明書の有効期限は示されておりません。活用法については、

今後国から示されるものと思います。

村井委員 ありがとうございます。

委員長（杉田） かかりつけ医でワクチン接種をした場合、浜松市にはどのように報告されますか。

健康増進課（田辺） 各クリニックにおいて、予診票の情報をVRSで読み込んでもらっています。そのデータを引き抜き、保健総合管理システムに記録しています。

委員長（杉田） ありがとうございます。

委員長（杉田） 他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

（意見なし）

委員長（杉田） それでは、浜松市情報公開・個人情報保護委員会では、「予防接種の実施等に関する事務」における特定個人情報保護評価書案の内容に問題はない、ということを当委員会の意見とさせていただきます。

健康増進課（平野）  
（田辺） ありがとうございました。

事務局（鈴木） 本日の点検をもちまして、特定個人情報保護評価書の内容が確定しましたので、本市内部での事務手続を経て、国の個人情報保護委員会へ評価書を提出するとともに、市民向けに公表します。

村井委員 最後にすみません。  
浜松市全体として、システムのバックアップ体制はどうなっていますか。

事務局（後藤） 情報政策課の所掌事務であるため、確認させていただきます。

### 3 報告事項

#### (1) 浜松市個人情報保護条例の改正について

委員長（杉田）                   では、続きまして次第3の報告事項「浜松市個人情報保護条例の改正について」に移ります。

事務局（後藤）                   （資料に基づき説明）

委員長（杉田）                   事務局から説明がありましたが、委員の皆さん、何か御質問はございますか。

（質問なし）

### 4 その他

委員長（杉田）                   それでは、次第の4「その他」に移ります。  
事務局から何かありましたらお願いします。

事務局（鈴木）                   （事務連絡）

### 5 閉会

委員長（杉田）                   それでは、以上をもちまして、令和3年度第2回浜松市情報公開・個人情報保護委員会を閉会いたします。  
本日は、お疲れさまでした。